

使用料・手数料の改定等

1 一般会計

(1) 改定等の趣旨

使用料・手数料は、基本的に、サービスと受益が明確に対応するような事務事業に関し、住民間の負担の公平を図る観点から、コストを負担していただくものです。

このため、以下の考え方により、使用料・手数料の料額の改定及び新設を行います。

(2) 改定等に当たっての考え方

- ① 原則として2年以上改定を行っていないものを調査し、改定の対象とします。
- ② 料額は、原価を基本としつつ、国や他団体、類似施設の料額などを勘案しながら設定します。
- ③ 現行料額と原価との間に著しい乖離が見られる料額については、原則、倍率1.5倍を限度として改定を行います。

(3) 対象条例等の数及び影響額

区 分	対象条例等の数	影響額(億円)	
		初年度	平年度
料 額 の 改 定	6	3.4	3.4
料 額 の 新 設	4	1.4	1.4
合 計	10	4.9	4.9

(4) 主な改定等項目

① 料額を改定するもの

○ 体育施設の利用料金（上限額）

駒沢オリンピック公園総合運動場

硬式野球場（2時間）

入場料有 26,990円 → 40,480円

入場料無 10,200円 → 15,300円

有明テニスの森公園テニス施設

有明コロシウム（1時間）

247,500円 → 入場料有 371,250円

入場料無 157,500円

インドアコート（1面・1時間）

【新設】

入場料有 9,440円

入場料無 5,400円

○ 都立公園の占用料

電柱（特別区・1本・月額）

994円 → 1,146円

標識（特別区・1本・月額）

710円 → 819円

○ 海上公園の土地の使用料

お台場海浜公園（1㎡・月額）

1,468円 → 1,711円

辰巳の森海浜公園（1㎡・月額）

543円 → 586円

○ 介護支援専門員の研修に関する手数料

受講試験問題作成事務手数料

700円 → 1,800円

受講試験事務手数料

8,500円 → 11,000円

② 料額を新たに設けるもの

○ 染井霊園の施設使用料

一般埋蔵施設（1㎡）

1,701,000円

立体埋蔵施設（1箇所）

660,000円

2 公営企業会計

(1) 消費税率の改定に伴う対応

平成31年10月からの消費税率の改定に伴い、公営企業料金について所要の改定を行います。

- 改定：8 条例等
- 影響額：4,737百万円

(2) 改定の概要

影響額

- 運賃（東京都乗合自動車条例） 276 百万円
（普通旅客運賃（大人））（現金）210円（IC）206円 → （現金）210円（IC）210円
- 運賃（東京都貸切自動車条例） 3 百万円
（旅客運賃＋深夜早朝運送等料金）×1.08 → ×1.10
- 運賃（東京都電車条例） 16 百万円
（普通旅客運賃（大人））（現金）170円（IC）165円 → （現金）170円（IC）168円
- 運賃（東京都日暮里・舎人ライナー条例） 53 百万円

【普通旅客運賃（大人）新旧比較表】 (単位：円)

		1～2km	3～4km	5～7km	8～10km
改定後	きっぷ	170	240	290	340
	IC乗車券	168	231	283	335
現行	きっぷ	170	230	280	330
	IC乗車券	165	226	278	329

- 運賃（東京都地下高速電車条例） 1,374 百万円

【普通旅客運賃（大人）新旧比較表】 (単位：円)

		1～4km	5～9km	10～15km	16～21km	22～27km	28～46km
改定後	きっぷ	180	220	280	330	380	430
	IC乗車券	178	220	272	325	377	430
現行	きっぷ	180	220	270	320	370	430
	IC乗車券	174	216	267	319	370	422

- 水道料金（東京都給水条例） 1,955 百万円

（基本料金＋従量料金）×1.08 → ×1.10

（例）標準家庭（24m³）月 3,414円 → 3,478円

- 工業用水道料金（東京都工業用水道条例） 5 百万円

（水量料金＋水量メーター料金）×1.08 → ×1.10

- 下水道料金（東京都下水道条例） 1,055 百万円

（最低料金＋従量料金）×1.08 → ×1.10

（例）標準家庭（24m³）月 2,635円 → 2,684円

（注） 標準家庭における水道料金は口座割引適用後のものです。